

島根県公共工事品質証明実施要領（案）

1. 目的

公共工事品質証明制度は、発注者が必要と認めた工事について受注者が当該工事の品質を証明するもので、従前の受注者の社内検査を充実させ、より一層の品質確保を目指すものである。

2. 対象工事

品質証明を必要とする工事は、次のいずれかに該当する工事とし設計図書に明示する。ただし、低入札価格調査制度調査対象工事にあつては契約締結後に指示する。

(1) 下記イ、ロ、ハに該当する工事で、農林水産部長、土木部長又は農林水産振興センター所長（隠岐支庁農林水産局長を含む）、県土整備事務所長（隠岐支庁県土整備局長を含む）等、契約担当者が必要と認めた工事及び重要又は特殊な工事で契約担当者が品質証明を必要と認める工事。

イ 主たる工種に新工法、新材料を使用した工事

・技術活用パイロット工事

ロ 施工条件が厳しい工事

・鉄道又は現道上及び最大支間長100m以上の橋梁工事

・掘削深さ7m以上の土留工及び締切工を有する工事

・鉄道、道路等の重要構造物の近接工事

・砂防ダム（堤体高30m以上）

・軟弱地盤上での構造物

・場所打ちPC橋

・共同溝工事

・ハイピア（躯体高30m以上）

ハ 第三者に対する影響のある工事

・周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削を伴う工事

・一般交通に供する路面覆工、仮橋等を有する工事

・河川堤防と同等の機能の仮締切を有する工事

(2) 総合評価方式で発注し、評価項目として品質に関する技術提案を求めている工事で、品質証明を必要と認める工事。

(3) 低入札価格調査制度調査対象工事。

3. 品質証明の提出

品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）は、工事施工途中において必要と認める時期及び検査（「島根県工事検査規則（昭和38年島根県規則第56号）」第2条で規定している、竣工検査、部分使用検査、物件購入検査、出来形検査、中間検査）の事前に品質確認を行い、検査時にその結果を品質証明して提出しなければならない。

また、監督職員から請求があつた場合には7日以内に提出するものとする。

4. 品質証明員

(1) 品質証明員は、当該工事に従事していないものとする。

また、検査時には原則として立会するものとする。

(2) 品質証明員の資格は、10年以上の現場経験を有し、技術士又は1級土木施工管理技士の資格を有する者とする。ただし、監督職員の承諾を得た場合はこの限りではない。

(3) 受注者は品質証明員を定めた場合には、氏名、資格（資格証明書の写しを添付）、経験、経歴書を記載した資料を整備、保管し、監督職員から請求があった場合は速やかに提示するものとする。

なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。

書式は、現場代理人等通知書及び工事経歴書を準用する。

5. 品質証明の内容等

(1) 品質証明においては、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり品質証明を行うものとし、実施内容及び実施時期を施工計画書に記載するものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

年 月 日

品質証明書

監督職員 _____

工事名： _____

品質証明記事				
品質証明事項	実施日	箇所	品質証明員氏名 印	記事

社内検査した結果、工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

請負者 住 所
氏 名